

建築設備及び特殊建築物等点検実施要領

この業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に基づき、建築物の敷地及び構造について、並びに建築物の昇降機以外の建築設備について損傷、腐食、その他劣化の状況の点検を行うものとする。

1 業務対象施設

資料館東館、本館及び会議場

2 点検内容

(1) 建物及び構造

国土交通省住宅局建築指導課監修、(一財)日本建築防災協会発行の「特殊建築物等定期点検業務基準」の最新版に準拠する。

- ア 敷地・地盤関係
- イ 外壁関係
- ウ 屋上・屋根
- エ 建物内部
- オ 避難施設等・非常用進入口等

(2) 建築設備（昇降機以外）

国土交通省住宅局建築指導課監修、(一財)日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期点検業務基準」の最新版に準拠する。

- ア 換気設備
- イ 排煙設備
- ウ 非常用照明設備
- エ 給排水設備及び排水設備

3 点検回数

- (1) 建築設備（昇降機以外） 年1回（計5回）
- (2) 建築及び構造 2回（令和7年度及び10年度）

4 報告書等

実施報告書は法令に基づいた報告書等を発注者に提出し、その確認を受けるものとする。

空気環境測定実施要領

この業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）その他関係法令に基づき、適正な方法により空気環境の測定を行うものとする。

1 測定ポイント等

(1) 業務対象施設

資料館東館及び会議場

(2) 測定ポイント数、場所

ア 資料館

測定ポイント数 14ポイント（測定場所は発注者と協議）

イ 会議場

測定ポイント数 18ポイント（測定場所は発注者と協議）

2 測定時期及び回数

5月、7月、9月、11月、1月、3月（計6回/年）（1ポイント2回、同一日に行うこと。）

3 空気環境測定の項目

項 目		測 定 方 法
1	浮遊粉じんの量	建築物衛生法施行規則第3条の2の規定による。
2	一酸化炭素の含有率	
3	二酸化炭素の含有率	
4	温 度	
5	相 対 湿 度	
6	気 流	

4 報告書等

実施報告書は法令に基づいた報告書等を発注者に提出し、その確認を受けるものとする。